

新県立奈良病院開設等支援業務委託仕様書

(平成24年度)

- 1 委託業務名 新県立奈良病院開設等支援業務
- 2 委託期間 契約締結日から平成25年3月28日まで
- 3 業務の目的

県立奈良病院(以下「新病院」という。)の建て替え整備をすすめるにあたり、必要となるコンサルティングを受けることを目的とする。

4 委託業務の内容

平成28年度の新病院開設に向けて、平成23年度より実施中の病院建築基本設計並びに平成24年度からの実施設計業務と並行して、ハード面(建築計画)とソフト面(運営計画)の整合を図り、病院内の各部門における運営手順等の検討や医療情報システム等構築にかかる基本的検討、現病院の医療機器の移設を含めた医療機器整備の計画策定など、新病院の整備について必要な業務を下記により委託する。

なお、下記の項目以外についても、受託者においても検討し、必要と思われる項目があれば提案することを妨げない。

1)新病院運営検討にかかる支援

基本構想等で策定したコンセプトを実現するために必要となる新病院の運営システムを検討する。平成23年度に検討を行った、病院全体の基本運営について、平成24年度は、ひき続き、新病院の運営システム(人・物・情報の流れ)を、建築基本設計、実施設計と調整を行いながら、より効率性・経済性を発揮できるよう検討する。

(1)運営実施計画策定支援

各部門ごとの個別運用や課題の解決策を検討し新病院の運営実施計画を策定する。

①部門運営計画及び業務フローの作成

新病院の診療内容の詳細など病院機能や運営にかかる検討について支援を行う。

平成23年度に作成した新病院業務運用フローを精査し、部門毎の業務課題の整理を行い、病院全体のルールを更に明確化するとともに、運営実施計画(部門運営計画及び部門別業務フロー等)を策定する。また、必要に応じて各部門のヒヤリングを実施すること。

②事業収支計画・組織検討

平成23年度に作成した新病院収支計画の更新作成並びに試算根拠資料の作成を行う。
また、運営形態の比較検討と、それにとりまう組織体制及び人員配置について提案を行う。

③システム関連の調整

外部委託業務、医療情報システム、物流管理・搬送システムにかかる方針検討支援。

(2) 設計業務支援

基本設計・実施設計の検討にともない、必要な諸室・数・面積の検証、並びに病院運用を検討し、建築・土木工事設計との整合性を検証するとともに、病院運営に係る情報を建設等設計受託者に提供し必要な調整を図る等、設計業務を支援する。

(3) 見える化マネジメント支援

見える化マネジメント等経営面について、取り組みを進めるための具体的項目について検討。

① 見える化マネジメント実施計画

新病院のめざす経営について、開設までの取り組みを含めた改善策の提案。

平成23年度に作成した、新病院の指標(案)を精査し、データの取得、整理等、運用に向けた検討を行う。

2) 医療機器検討にかかる支援

平成23年度において、現有医療機器調査を実施、原案となる医療機器マスタリスト、大型医療機器について導入検討リストを作成した。

平成24年度は、必要な医療機器の導入検討と部門システムも含めた調整を行うとともに、医療機器マスタリストの改訂を行う。

また、設計の進捗に併せ、部屋別に必要な医療機器リストの作成等の設計業務の支援を行う。

(1) 機器整備に関する調整業務

病院とのヒアリングを通して移設可能機器と整備要望の聴取並びに要望内容に関する調整を行い、医療機器マスタリストの改訂を行う。

- ① 医療機器マスタリストの改訂
- ② 機器整備予算案作成
- ③ 機器整備要望調整ヒアリング並びに検証・調整
- ④ 機器導入(更新)計画の作成
- ⑤ 医療機器の情報収集

(2) 設計支援業務

平成23年度において、基本設計にかかる大型機器について、標準的なレイアウトや必要な諸元を整理した。平成24年度は、設計の進捗にあわせ、各室における、建築・設計条件を伴う機器のレイアウト図の作成並びに建築・土木工事設計と調整を行う。

- ① 部門別・部屋別機器リスト作成
- ② 医療機器等に係るレイアウト図の作成(部屋別医療機器の配置検討)
- ③ 建築・土木工事設計との取り合い調整
- ④ 設備条件の整合確認・設計検討会議への参加
- ⑤ 医療機器に関する設備条件等の資料提供

(3) 最先端医療技術及び医療機器提案

将来の医療需要を踏まえ、今後必要となる医療技術や医療機器の提案を行う。

3)その他

(1)全体計画の総合調整等

- ①開院までの全体スケジュール調整
- ②新病院パンフレットの作成

(2)各種会議等の開催支援

- ① 有識者会議等(年間6回程度を想定)や関連会議等(延べ25回程度を想定)の運営補助
- ② 各種会議等の検討資料の作成
- ③ 各種会議等の議事録の作成
- ④ その他、各種会議等の運営等において必要となる業務

5 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、本県と協議の上、決定する。

(1) 運営実施計画策定支援業務

- ①部門運営計画及び業務フロー
- ②事業収支計画
- ③組織体制案(人員配置を含む)
- ④システム関連方針
- ⑤見える化マネジメント実施計画
- ⑥参考資料

(2)医療機器検討支援

- ①医療機器等マスターリスト
- ②最先端医療技術、及び医療機器提案
- ③部門別・部屋別機器リスト及び予算案
- ④部屋別医療機器レイアウト図
- ⑤参考資料

(3) 各種会議開催支援

- ①各種会議資料
- ②各種会議議事録

(4) 新病院パンフレット(A4サイズ仕上げ、巻き三つ折り6ページ、フルカラー コート 110K 以上 10,000部を予定)

(5) 業務報告書

本業務遂行に伴う成果品を含む報告書を10部、原紙1部を提出すること。
また、報告書の電子データを収録した記憶媒体(CD-R等)も提供すること。

6 委託業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行にあたっては、実施計画書及び工程表を作成し、県が定める監督員に提出し、承諾をうるとともに、工程を管理しながら委託業務を実施するものとする。

- (2) 業務の遂行にあたっては、基本構想等の実現をめざし検討を進めるものとする。
- (3) 業務の遂行にあたっては、奈良県（以下「県」という。）と十分な連絡を保ち、処理方針については、県の指示および承諾を受けるものとする。
- (4) 業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守しなければならない。
- (5) 業務の遂行には、医療行政、病院整備、及び運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (6) 受託者は、県の保健・医療・福祉全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (7) 県は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (8) 本業務の遂行によって生じる権利は、県に帰属するものとする。
- (9) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

7 その他

- (1) 本業務について、必要な資料については、奈良県医療政策部新奈良病院建設室の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (2) 成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、県と受託者で協議のうえ決定するものとする。